

告 示

埼玉県告示第九百五十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第十条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により公告する。

令和四年九月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

正能・戸崎地区土地区画整理事業共同施行者

二 事業施行期間

令和二年三月二十七日から令和五年三月三十一日まで

三 施行地区

加須市大字正能字当開戸、大字戸崎字上及び字下の各一部

四 土地区画整理事業の名称

加須都市計画事業正能・戸崎地区土地区画整理事業

五 事務所所在地

埼玉県加須市北大桑四百三十八番地二

六 施行認可の年月日

令和二年三月二十七日

七 変更認可の年月日

令和四年九月十六日